

東個協UCカード会員特約

第1条（カードの名称）

このカードは、東京都個人タクシー協同組合（以下「東個協」と称します。）と株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」と称します。）が業務提携して発行するもので、カードの名称は「東個協UCカード」（以下「本カード」と称します。）とします。

第2条（会員および入会方法）

- 申込者は、本特約と「UCカード会員規約」を承諾のうえ、東個協およびセゾン（以下一括して「両社」と称します。）に入会を申込むものとし、東個協およびセゾンが入会を承諾した方を会員とします。契約は、東個協およびセゾンが承諾をした日に成立するものとします。
- 本カードの会員は、東個協の組合員、従業員並びにそれらと同居し生計を同じくする18歳以上の家族で、両社が入会を認めた方とします。セゾンの会員資格と本特約に基づく資格（以下「本カード会員資格」と称します。）を有するものとします。
- 本カードの会員（「本人会員」と本人会員の家族である「家族会員」があり、以下、あわせて「会員」といいます。）は、本特約、「UCカード会員規約」およびこれらに付帯する各種規定を承認のうえ、本カードを利用するものとします。

第3条（会員特典およびサービスの利用）

- 会員は、東個協が提供する特典およびサービスを受ける場合、東個協所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 会員は、セゾンが提供する特典およびサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条（会員情報の利用）

- 会員および入会申込者（以下あわせて、「会員等」と称します。）は、東個協が下記①②の情報（以下、「個人情報」と称します。）を下記（1）（2）の目的のためにセゾンと相互に交換し、保護措置を講じた上で利用することに同意します。
 - 所定の申込書に会員等が記載した氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号等入会時及び入会後に届出た情報。
 - 会員の商品・サービス等の購入金額に応じてポイント化した情報。
 - 本カードの基本的な機能及び付帯サービスを提供するため。
 - 会員の商品・サービスなどの購入金額に応じてポイント化した情報を会員へキャッシュバックするため。
- 東個協が本カード付帯サービスの提供のため業務提携した企業にその業務に必要な範囲内で会員の個人情報を保護措置を講じた上で提供することに同意します。

＜第三者提供先＞

提供先企業	所在地
株式会社リロクラブ	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-2-18 03-3226-0244

＜業務内容＞

生活総合支援サービス等の紹介等、本カードに付帯するサービス提供のため。

＜個人情報の利用項目＞

氏名、住所、電話番号、生年月日

3.会員が本条第1項(1) (2) の目的の利用について中止を申し出た場合、東個協は本カードのサービス提供に支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は東個協が指定した下記に定める窓口に連絡するものとします。)

4.東個協は、個人情報について、本条に掲げた目的以外には利用しないものとします。

第5条（届出事項の利用）

会員から、東個協又はセゾンへの氏名、住所等変更についての申し出があった場合当該情報について東個協が前条の規定に従い利用することに会員はあらかじめ同意するものとします。

第6条（会員資格の喪失）

1.東個協は、会員が次の事項のいずれかに該当し、本カード会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの通知を要せずに本カード会員資格を喪失させができるものとします。尚、本人会員が本カード会員資格を喪失した場合は、その家族会員も本カード会員資格を喪失するものとします。

(1) 本特約のいずれかに違反した場合。

(2) 東個協の提供する特典及びサービスを受けるにあたり、不正な行為を行った場合。

(3) 東個協が会員として不適切であると判断した場合。

2.前項により会員が本カード会員資格を喪失した場合、当該会員のセゾンの会員資格も喪失するものとします。但し、この場合、会員資格喪失前のカード利用等により発生する債務の支払いが完了するまでは、「UCカード会員規約」の効力が維持されるものとします。

3.会員がセゾンの会員資格を喪失した場合は、本カード会員資格も喪失するものとします。

第7条（カードの返却について）

前条により東個協またはセゾンが本カードの返還を求めたときは、会員は返還を求められた本カードすべてを東個協またはセゾンの指示する方法に従い、直ちにセゾンに返却するものとします。

第8条（本特約の改定等）

1.「UCカード会員規約」第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、「UCカード会員規約」第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

2.本特約に定めのない事項については、「UCカード会員規約」が適用されるものとします。

〈お問い合わせ・相談窓口等〉

東個協に対する会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

お問い合わせ事項	当社名・住所・電話番号
・会員情報の利用について (第4条)	東京都個人タクシー協同組合 〒171-8501
・その他本特約全般について	東京都中野区弥生町5-6-6 03-3384-1351

東個協UCカードポイント規定

第1条（ポイント規定）

- 1.本規定は、東京都個人タクシー協同組合（以下「東個協」といいます）と株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」といいます）が提携して発行する「東個協UCカード」（以下「本カード」といいます）の利用に応じ、本カードの会員（「本人会員」と本人会員の家族である「家族会員」）があり、以下、あわせて「会員」といいます）に対し東個協及びセゾンが提供する特典（以下「東個協ポイントプレゼント」といいます）の内容および提供条件等の基本的事項を定めるものです。
- 2.会員は本規定を承認したうえで東個協ポイントプレゼントをご利用いただぐものとします。

第2条（東個協ポイントプレゼント）

- 1.東個協ポイントプレゼントは、会員が東個協およびセゾンから所定の還元（以下「プレゼント」といいます）を受け取ることができる制度です。プレゼントは、会員が本カードにより信用販売を受ける商品・サービスなどの購入金額（以下「カード利用代金」といいます）に応じてセゾンから付与されるポイント（以下「ポイント」といいます）の残高に基づき計算されます。
- 2.セゾンが行う「永久不滅ポイント」は、本カードでは利用することができません。

第3条（ポイントの提供方法）

- 1.カード利用代金に対するポイントは、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、所定日に本人会員に付与されます。
- 2.前項のカード利用代金には、キャッシングサービス、各種ローン、一部の保険掛金、年会費、その他セゾンが指定する代金は、含まれないものとします。
- 3.家族会員のカード利用代金については、当該家族会員の属する本人会員のカード利用代金とみなしますので、家族会員のカード利用代金に係るショッピングポイントは、本人会員に付与されることになります。

第4条（ポイントの取消）

会員の商品またはサービスなどの購入の取消などにより、カード利用代金の全部または一部が取消された場合、取消額に応じて付与されたポイントも、所定の方法により取消されるものとします。

第5条（ポイントの蓄積方法）

本人会員のポイントは、東個協ならびにセゾン所定の方法により利用代金に応じて次のとおり計算されたポイントが付与されます。

- 1.カード利用代金の合計額（200円未満切り捨て）に対して、200円を単位とし、これに200分の1を乗じて得られるポイント。

第6条（会員へのポイントのご連絡）

第5条に基づき計算された有効なポイント数（毎月11日から翌月10日までの1ヶ月間のみのポイント数）および蓄積された有効なポイント残高などは、会員に送付されるご利用代金明細書上に記載されます。

第7条（ポイントの蓄積と有効期間）

- 1.本人会員は、毎年2月11日から翌年2月10日までの12ヶ月間、ポイントを蓄積できます。
- 2.蓄積ポイントは、次年度以降へ繰越しはできないこととします。

第8条（ポイント還元および条件）

- 1.本人会員は、蓄積された有効なポイントに基づいてプレゼントを受

け取ることができます。

2. プレゼントを受け取れるのは東個協またはセゾンがプレゼントを還元する時点で会員資格を有している場合に限ります。
3. 東個協およびセゾンは、所定の審査により、会員がポイント取得に関し不正・虚偽の行為をしたと認めた場合、または「東個協UCカード会員特約」「東個協UCカードポイント規定」および「UCカード会員規約」を遵守していないと認めた場合には、当該会員へのプレゼントを拒否または留保することができるものとします。

第9条 (プレゼント対象となるポイント残高ならびにプレゼントの方法)

プレゼントの対象となるポイント残高は、第7条に基づき蓄積されたポイント残高とし、蓄積期間経過後3ヵ月以内に下記の方法にてプレゼントを実施致します。

- ① 東個協は、組合員及び従業員会員に対し、プレゼントのポイント1点を1円とし、現金を組合員及び従業員会員が届け出している金融機関の口座へ振込むこととします。

第10条 (公租公課)

東個協ポイントプレゼントによりプレゼントを受けた金額について、公租公課が課せられる場合、会員は、当該公租公課を負担するものとします。

第11条 (ポイントの消滅)

会員が理由の如何を問わず本カード会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、すべて自動的に失効するものとします。

第12条 (ポイントの譲渡禁止)

会員は、理由の如何を問わず、東個協ポイントプレゼントにおける権利を第三者(家族会員を含みます)に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第13条 (ポイントプレゼントに関する疑義等)

ポイントの有効性、ポイント数、プレゼント受取資格に関する疑義、その他の東個協ポイントプレゼントの運営に関して生ずる疑義は、東個協およびセゾンの決するところによるものとします。

第14条 (本規定の改定等)

1. 「UCカード会員規約」第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本規定の変更について準用します。この場合において、「UCカード会員規約」第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本規定」と読み替えるものとします。
2. 本規定に定めのない事項については、「東個協UCカード会員特約」が適用されるものとします。
3. 東個協ポイントプレゼントの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

以上